

UR賃貸住宅を公共住宅として存続し、居住者の居住の安定を求める意見書

内閣府行政刷新会議は、平成22年4月に実施した事業仕分けにおいて、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業については「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」との評価結果をまとめた。

しかしながら、この評価結果は、約76万戸のUR賃貸住宅居住者の生活実態を無視したものであり、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行」については、高齢者・低所得者が過半数を占める一方、子育て世帯や中堅勤労者も居住している現状をみると、独立行政法人都市再生機構が果たしている住宅政策上の役割を今後、自治体が果たすことができるのか疑問と言わざるを得ない。

また、独立行政法人都市再生機構法第25条では「近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない」と規定されており、「市場家賃部分は民間に移行する」ことについては、すべてのUR賃貸住宅を民営化することにもつながるものである。

よって、政府等関係機関におかれては、UR賃貸住宅が現在果たしている役割にかんがみ、今後「住宅セーフティネット」の一翼として果たすべき役割を明確にし、公共住宅として存続させ、居住者の居住の安定のための施策を推進するため、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 独立行政法人都市再生機構の見直しに当たっては、約76万戸の賃貸住宅を政府の責任のもと、適切な組織と管理システムによる公共住宅として存続させること。
- 2 都市再生機構法案に対する国会附帯決議や居住者の生活実態を踏まえ、安心して住み続けることができる家賃制度に改めるための検討をすること。
- 3 「UR賃貸住宅のストック再生・再編方針」を根本的に見直し、国民が要望する新たな公共住宅政策をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月4日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
（行政刷新）
都市再生機構理事長

} あて